

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月11日提出
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 パトリス・コンシコール
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	林 俊宏
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	H S B C 新興国現地通貨建債券オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

HSBC 新興国現地通貨建債券オープン（毎月決算型）（「ファンド」といいます。）  
愛称として「エマボン毎月」という名称を用いることがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

### （４）【発行（売出）価格】

発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額\*とします。

\*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の<照会先>へお問い合わせください。その他、原則として計算日（基準価額が算出される日）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「エマボン毎月」の略称で掲載されます。

### （５）【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

### （６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

平成28年5月12日から平成29年5月11日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の<照会先>へお問い合わせください。

販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

**(9) 【払込期日】**

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金(購入代金)を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。

**(10) 【払込取扱場所】**

お申込みの販売会社にお支払いください。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

**(12) 【その他】**

申込証拠金はありません。

日本以外の国・地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（振替口座簿）への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

<照会先>

HSBC投信株式会社

ホームページ：[www.assetmanagement.hsbc.com/jp](http://www.assetmanagement.hsbc.com/jp)

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、主として米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人\*の投資信託証券への投資を通じて、主に新興国の債券等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

\* ファンド名は「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット - クラス」1Mです。(以下、「HSBC GIF EMD」1M)といたします。なお、ファンド名は変更される場合があります。)

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信 / 海外 / 債券」\*に属します。

\* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
	海外	不動産投信	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア		
	内外	その他資産 資産複合	不動産投信 その他資産(投資信託証券(債券)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月) 日々 その他	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

###### 〔商品分類〕

###### 1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 3) 投資対象資産による区分

「債券」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 〔属性区分〕

###### 1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(債券))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、投資信託証券への投資を通じて債券に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3) 投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「債券」と記載しております。

###### 2) 決算頻度による属性区分

「年12回（毎月）」は、目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

### 3) 投資対象地域による属性区分

「エマージング」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 4) 投資形態による属性区分

「ファンド・オブ・ファンズ」は、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

### 5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。

詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## 信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

### 1) 新興国債券および金融派生商品へ実質的に投資します。

- ・「HSBC GIF EMD J1M」は、新興国の政府、政府機関、国際機関が発行あるいは保証する債券、もしくは新興国の企業が発行する債券等（「新興国債券」といいます。）および金融派生商品（デリバティブ）に投資を行う投資信託証券です。

主として現地通貨建債券に投資します。また、先進国通貨建債券にも投資します。

- ・新興国債券を主要投資対象とするETF（上場投資信託）にも投資します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### 2) 「HSBC GIF EMD J1M」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント内の運用会社が行います。

#### ・投資プロセス



\*ストレストテストとは、金融市場に不測の事態が生じた場合に備えて行うリスク管理手法のことです。

- ・HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

### HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、アフリカにまたがる71の国と地域に約6,000の拠点を擁し、その歴史は1865年の創業に遡る、世界有数の金融グループです。

HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用部門の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。HSBC投信株式会社は、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの一員です。

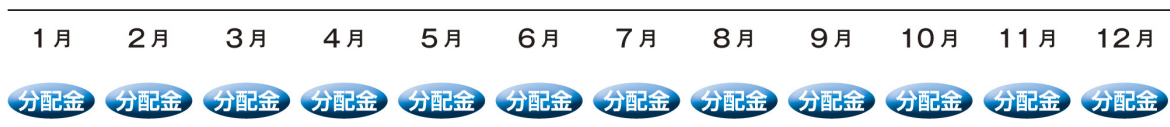
上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

〔 HSBC投信株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。 〕

3) 年12回の決算時に、分配方針に基づき、分配を行います。

・決算日は、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）です。

イメージ図



(注) 上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

(参考情報)

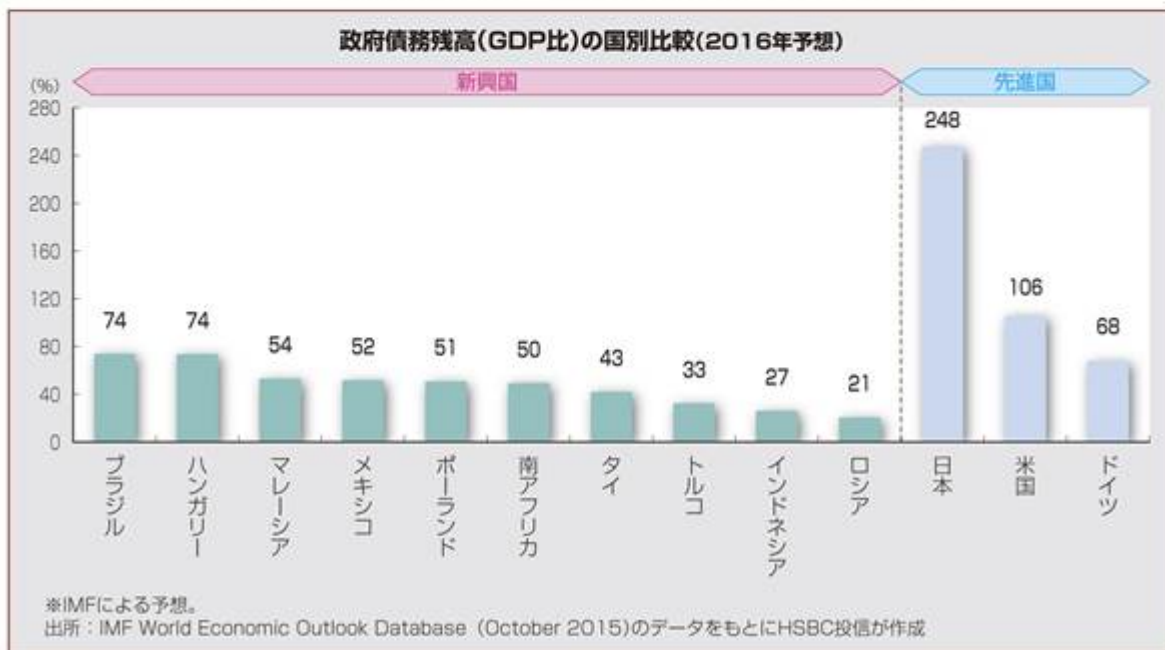
## 先進国を上回る高い利回り

▶ 新興国の債券利回りは先進国に比べ、相対的に高く、魅力的な水準となっています。



## 低水準の政府債務残高

▶ 新興国の政府債務残高(GDP比)は、先進国よりも相対的に低い水準となっています。



※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成20年 2月26日

信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

平成25年 5月11日

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券を「HSBC GIF EMD J 1 M」に変更



## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

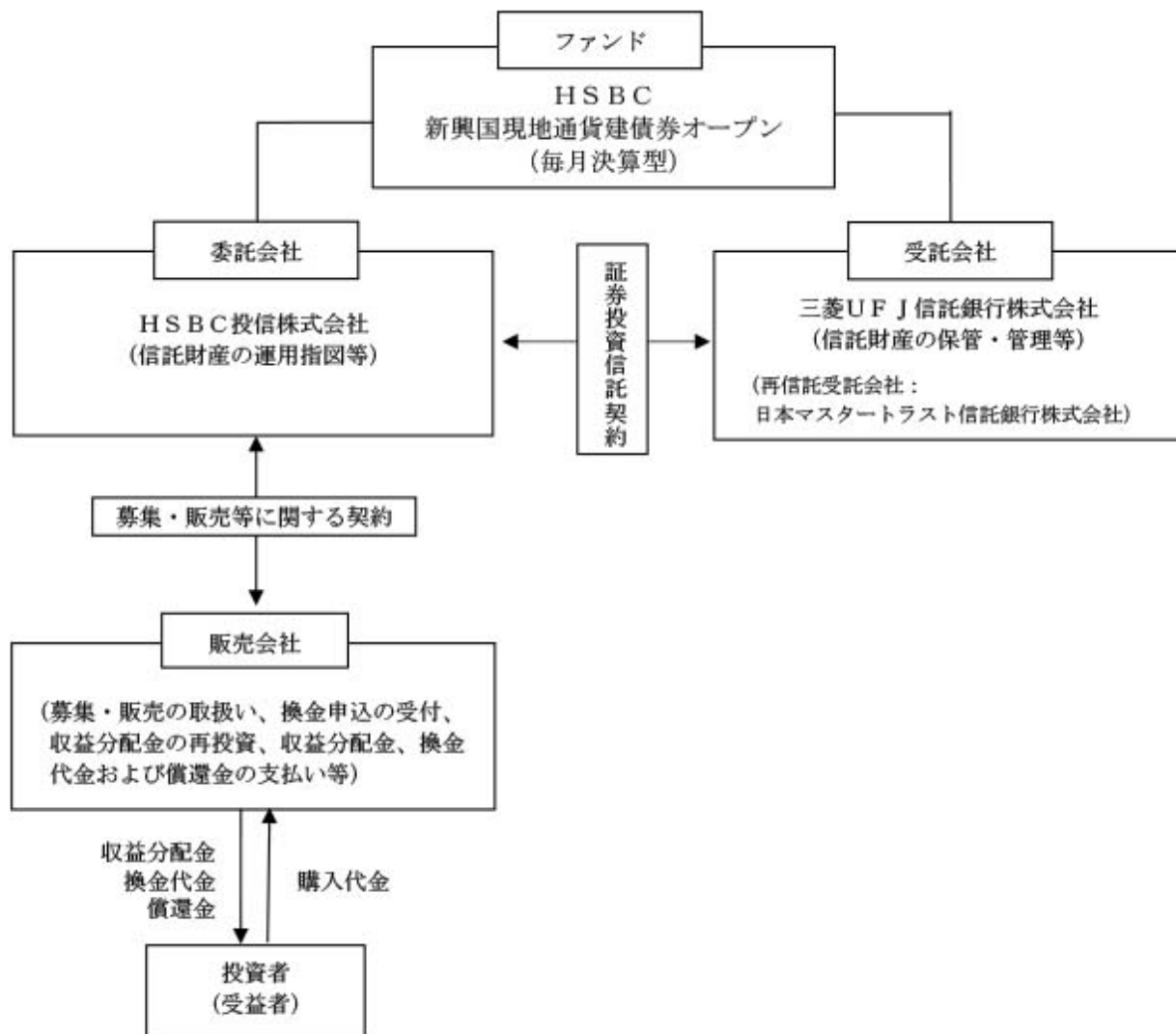
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## 関係法人の概要



## &lt; 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 &gt;

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。



## 委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

## 2) 会社の沿革

昭和60年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
昭和62年 3月12日	投資顧問業の登録
昭和62年 6月10日	投資一任契約に係る業務の認可
平成 6年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
平成15年 3月 1日	HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成17年 4月25日	HSBC投信株式会社に商号変更
平成19年 9月30日	金融商品取引業の登録

## 3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・ バンキング・コーポレーション・リミ テッド	香港クィーンズロード・ セントラル1番地	2,100	100.00

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指し、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視し行います。

## 選定基準

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

## 選定基準

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

## 投資態度

- 「HSBC GIF EMD J1M」への投資を通じて、主に、新興国の政府・政府機関、国際機関が発行あるいは保証する、もしくは新興国に拠点を有する企業の発行する債券等（「新興国債券」といいます。）および金融派生商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。また、新興国債券を主要投資対象とするETF（上場投資信託）にも投資します。
- 上記1の投資信託証券への投資にあたっては、「HSBC GIF EMD J1M」の組入れを高位に保つことを基本とします。なお、ETFの組入れは低位とします。
- 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- 償還準備に入った場合、資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
  - (a) 有価証券
  - (b) 金銭債権
  - (c) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (a) 為替手形

#### 投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「HSBC GIF EMD J1M」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

#### 投資対象とする金融商品の運用指図

上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1) から4) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### 参考情報 当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

#### 投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット - クラス J 1 M (HSBC GIF EMD J 1 M)
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）
運用の基本方針	新興国の政府、政府機関、国際機関が発行あるいは保証する、もしくは新興国に拠点を有する企業が発行する債券等（「新興国債券」といいます。）に分散投資を行うとともに、金融派生商品を活用することにより、トータルリターンを最大化を追求します。
ベンチマーク	合成指数（JP Morgan GBI-EM Global Diversified IndexおよびJP Morgan ELM+ Indexを各50%） 上記2つのIndexは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表しており、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

主 な 投 資 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として新興国通貨建ての新興国債券に投資を行います。</li> <li>・先進国通貨建ての新興国債券や国債に投資する場合があります。</li> <li>・投資適格級および投資不適格級格付の新興国債券に投資を行います。</li> <li>・金融派生商品（先物、NDF<sup>*1</sup>、スワップ、オプション、CDS<sup>*2</sup>などを含みます。）を活用します。</li> <li>・金融派生商品の使用により想定されるレバレッジは、平均的には1.5倍程度です。</li> </ul>
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一発行体の発行する債券への投資は純資産額の10%以内とします。ただし、国債、政府保証債、政府機関債への投資はこの限りではありません。</li> <li>・原則として株式への投資は行いません。</li> <li>・純資産額の10%を超える借入は行いません。</li> </ul>
決 算 日	年1回（毎年3月31日）
分 配 方 針	毎月分配を行う予定です（証券投資法人の裁量で分配を行わない場合もあります。）。 分配原資は、原則として利子等収益および売買益（評価益を含みます。）からなります。分配が行われた場合、分配金の一部または全部が元本の払い戻しに相当する場合があります。
マネジメンフィー <sup>*3</sup>	年0.60%
そ の 他 費 用	有価証券等の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申 込 手 数 料	ありません。
償 還 条 項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投 資 顧 問 会 社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント（米国）インク

\*1 NDF（ノンデリバラブル・フォワード）。国外での流通が規制されている通貨や取引量が極端に少ない通貨などに対して利用する直物為替先渡取引（デリバティブ取引）の一種で、投資対象通貨の受渡しを行わず、取引時に決められた取引価格と決済時の実勢直物価格との差額を主要通貨（米ドル等）で決済する取引をいいます。

\*2 CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）。社債や国債、貸付債権などの信用リスクに対するプロテクション（保険）を商品として売買する（すなわち、信用リスクを移転する）取引をいいます。

\*3 HSBC投信株式会社は、当該ファンドの投資残高に応じてマネジメンフィーの一部を収受します。

上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

上記のほか、ETFにも投資します。

投資対象とするETFは、iシェアーズ J.P. Morgan USD Emerging Markets Bond ETFです。同ファンドは、新興国の債券を主要投資対象とする米ドル建てのETFです。（iシェアーズは、ブラックロック・グループが運用するETFブランドです。）

投資対象とするETFの内容は、変更されることがあります。また、別のETFに投資する場合があります。

（注）上記の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。



運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年12回の決算時（毎月15日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定し、原則として、利子・配当等収益を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

収益の分配方式

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - (b) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税

等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の交付

##### 「一般コース」の収益分配金

税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### 「自動けいぞく投資コース」の収益分配金

原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。)にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### < 収益分配金に関する留意事項 >

- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

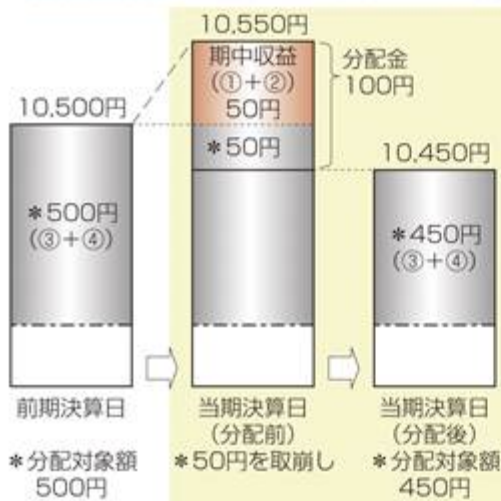
投資信託で分配金が支払われるイメージ



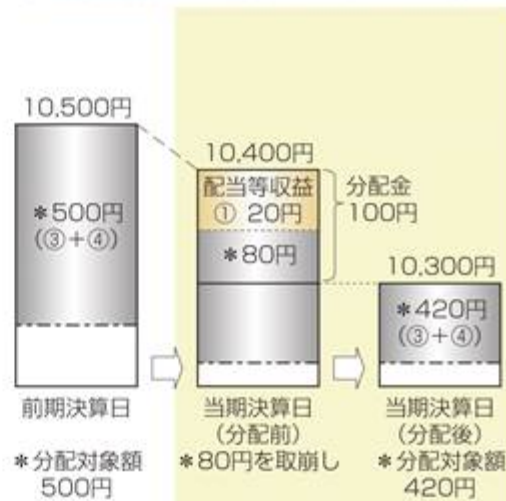
- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



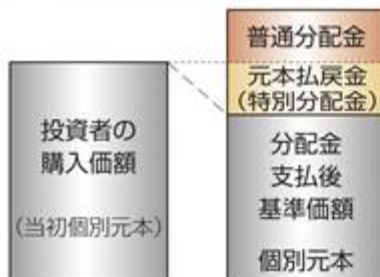
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

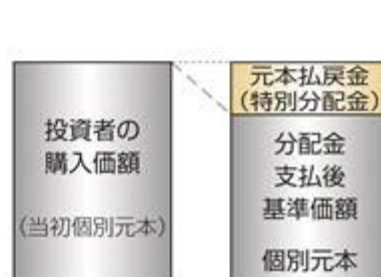
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：当初個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：当初個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少（特別分配金）します。

## (5) 【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券以外への投資は信託約款の「運用の指図範囲等」で規定する範囲内で行います。



- 3) 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 株式への直接投資は行いません。
- 6) 外国為替予約取引の指図  
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 資金の借入れ  
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合も含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。  
(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。  
(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。  
(d) 借入金の利息は信託財産から支払います。
- 8) 受託会社による資金の立替え  
(a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。  
(b) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。  
(c) 上記(a)および(b)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

- 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)  
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。
- 2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（投資先投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

##### 基準価額の変動リスク

###### 1) 金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が低下すると債券価格は上昇します。逆に金利が上昇すると債券価格は下落し、基準価額が下落する要因となります。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

###### 2) 信用リスク

新興国の債券は、先進国の国債等の高格付けの債券と比較してデフォルト（債務不履行）および支払い遅延が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルト等が生じた場合、組入投資信託証券の純資産価格は大きく下落します。場合によっては当該組入債券の価格がゼロになることもあります。また、債券や為替等の取引相手先の決済不履行が生じた場合、当ファンドおよび組入投資信託証券の資産の一部が失われることがあります。

###### 3) 為替変動リスク

外貨建資産に対しては、円に対する為替ヘッジを原則行わないため、外貨建資産の円換算価値は、当該通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給関係等の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

###### 4) 流動性リスク

新興国の債券市場は、先進国の市場に比べて、一般に市場規模や取引量が小さく流動性が低い等の事由により、価格の変動幅が大きくなる可能性、機動的な売買あるいは想定していた価格で売買が出来ない可能性などがあり、このような場合、組入投資信託証券は損失を被り、純資産価格は大きく下落することがあります。

###### 5) カントリーリスク

組入投資信託証券は、主に新興国の債券への投資を行います。新興国への投資は、先進国への投資に比べ、情報開示の基準が異なる場合があることから、投資判断に十分足りる正確な情報を得ることができない場合があります。また政治・経済情勢の変化による取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等の非常事態等）による市場閉鎖等が想定されます。このような場合、運用上の制約を受け、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

###### 6) デリバティブ取引リスク

通貨や金利の先渡し、オプションおよびスワップなどのデリバティブ取引は、流動性を欠く可能性や、デリバティブ取引の相手方による不履行によりファンドが損失を被るリスクを有しています。また、デリバティブ取引は、原資産、レートあるいは参照指数の価値と必ずしも完全なあるいは高度の相関性を示すものではなく、結果として効果的な投資手段とはならない場合があります。

###### 7) 投資対象国における税制変更にかかるリスク

投資対象国によっては、非居住者の有価証券投資に対して金融取引税が課されたり、日本との租税条約が無いあるいは適用されない結果、当該国の源泉税が減免されずに課されたりすることが

あります。将来、こうした投資対象国の税制が変更された場合など、当該関係法令が改正された場合には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

#### 8) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ない場合または売却できない場合があります。

#### 投資対象ファンドにかかわる留意点

- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 投資対象ファンドの運用方針は、変更される可能性があります。

#### その他の留意点

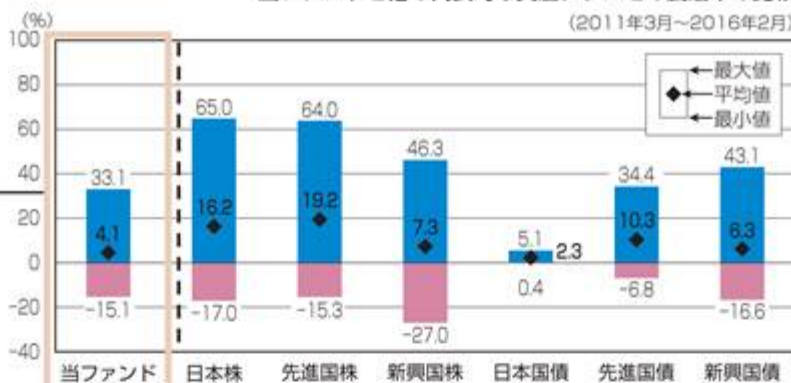
- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

- 5) 約款変更に伴う投資信託証券の入れ替えに際して、約款変更前の主要投資対象の投資信託証券において、組入債券を売却する費用ならびに当該投資信託証券の償還にかかる費用を当ファンドが実質的に負担することになります。

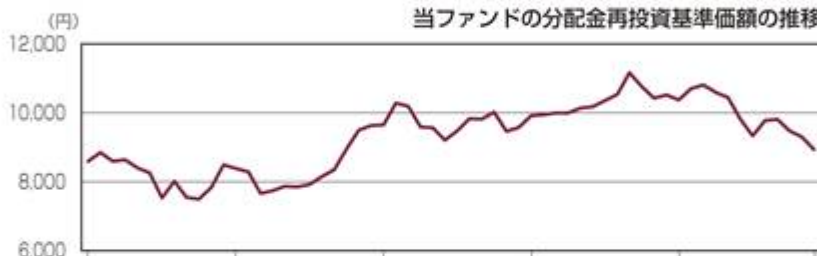
（参考情報）

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてが当ファンドの投資対象になるとは限りません。

## 当ファンドの分配金再投資基準価額の推移



## 当ファンドの年間騰落率の推移



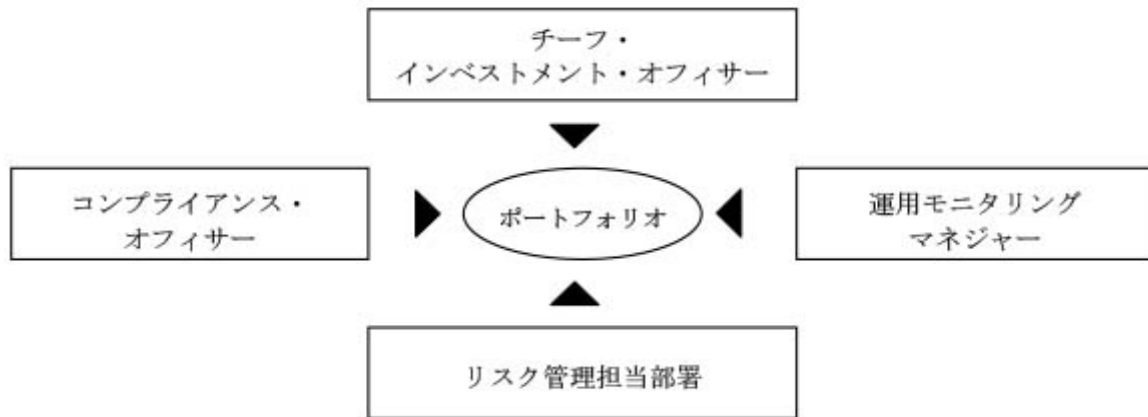
(注) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ＜参考＞各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

- 東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数（TOPIX）の高標または標準に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

## (2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。
- ・リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会へ報告しています。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.40%の率を乗じて得た額

（換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。）

(3) 【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.242%（税抜年1.15%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.42%	年0.70%	年0.03%	年1.15%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドの負担は年0.60%程度\*となり、当該投資先投資信託証券において支払われます。

<参考>「HSBC G I F E M D J 1 M」

マネジメントフィー	年0.60%
-----------	--------

（注）HSBC投信株式会社は、当該ファンドの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

投資対象とする投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.842%（税抜年1.75%）程度\*となります。

\* 本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

有価証券等の売買委託手数料

保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息

その他の諸費用

1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2) 印刷業者等に支払う以下の費用

- ・有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成および提出に係る費用
  - ・目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
  - ・運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用、信託約款の作成および届出、信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用など

委託会社は、上記記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受け取る際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるときに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、受益者の負担とし、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎年2月および8月に到来する計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年0.20%を乗じて得た額をかかるとみないし、実際かかった諸費用を信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年0.20%を上限としてこれを変更することができます。

(参考) 当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は当該投資信託証券において支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

- ・組入有価証券の売買に係る手数料、カスタディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

### 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。)

#### 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

#### 個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成49年12月31日まで20.315%(所得税\*15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、平成49年12月31日まで20.315%(所得税\*15.315%および地方税5%)の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託など)の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成49年12月31日まで15.315%(所得税\*のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

- \* 所得税については、平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(注)上記の内容は平成28年4月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は2016年2月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	6,083,782	0.66
投資証券	ルクセンブルク	896,891,368	96.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		22,945,819	2.48
合計(純資産総額)		925,920,969	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		7,669,811	0.83

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	HSBC GIF EMD J1M	1,171,705.619	761.25	891,965,588	765.45	896,891,368	96.86
2	アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES JP MORGAN USD EMG BD ETF	500	11,897.14	5,948,574	12,167.56	6,083,782	0.66

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.66
投資証券	96.86
合計	97.52

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	67,510.00	7,657,254	7,669,811	0.83

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2016年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2008年 8月15日）	4,577,380,220	4,623,590,810	0.9905	1.0005
第2特定期間末（2009年 2月16日）	4,157,536,189	4,205,221,802	0.6103	0.6173
第3特定期間末（2009年 8月17日）	16,162,163,246	16,389,036,719	0.7124	0.7224
第4特定期間末（2010年 2月15日）	29,462,081,543	29,774,961,682	0.6591	0.6661
第5特定期間末（2010年 8月16日）	29,177,274,802	29,506,048,023	0.6212	0.6282
第6特定期間末（2011年 2月15日）	21,236,951,477	21,489,991,316	0.5875	0.5945
第7特定期間末（2011年 8月15日）	9,712,915,787	9,803,388,789	0.5368	0.5418
第8特定期間末（2012年 2月15日）	4,555,114,194	4,572,577,266	0.5217	0.5237
第9特定期間末（2012年 8月15日）	3,297,092,877	3,310,399,163	0.4956	0.4976
第10特定期間末（2013年 2月15日）	3,213,614,421	3,224,434,043	0.5940	0.5960
第11特定期間末（2013年 8月15日）	1,938,628,552	1,945,462,396	0.5674	0.5694
第12特定期間末（2014年 2月17日）	1,677,365,658	1,683,401,044	0.5558	0.5578
第13特定期間末（2014年 8月15日）	1,510,057,274	1,515,298,167	0.5763	0.5783
第14特定期間末（2015年 2月16日）	1,336,601,783	1,341,160,720	0.5864	0.5884
第15特定期間末（2015年 8月17日）	1,207,348,122	1,211,638,358	0.5628	0.5648
第16特定期間末（2016年 2月15日）	918,305,199	922,186,479	0.4732	0.4752
2015年 2月末日	1,327,137,548		0.5894	
3月末日	1,290,026,252		0.5793	
4月末日	1,312,634,227		0.5954	
5月末日	1,307,252,058		0.5993	
6月末日	1,276,576,092		0.5856	
7月末日	1,249,389,922		0.5753	
8月末日	1,143,666,603		0.5387	
9月末日	1,075,305,666		0.5103	
10月末日	1,105,898,843		0.5326	
11月末日	1,093,959,189		0.5325	
12月末日	1,012,773,509		0.5119	
2016年 1月末日	973,720,669		0.5008	
2月末日	925,920,969		0.4788	

（注）分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2008年 2月26日～2008年 8月15日	0.0290
第2特定期間	2008年 8月16日～2009年 2月16日	0.0420
第3特定期間	2009年 2月17日～2009年 8月17日	0.0450
第4特定期間	2009年 8月18日～2010年 2月15日	0.0420
第5特定期間	2010年 2月16日～2010年 8月16日	0.0420
第6特定期間	2010年 8月17日～2011年 2月15日	0.0420

第7特定期間	2011年 2月16日～2011年 8月15日	0.0380
第8特定期間	2011年 8月16日～2012年 2月15日	0.0180
第9特定期間	2012年 2月16日～2012年 8月15日	0.0120
第10特定期間	2012年 8月16日～2013年 2月15日	0.0120
第11特定期間	2013年 2月16日～2013年 8月15日	0.0120
第12特定期間	2013年 8月16日～2014年 2月17日	0.0120
第13特定期間	2014年 2月18日～2014年 8月15日	0.0120
第14特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	0.0120
第15特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	0.0120
第16特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	0.0120

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2008年 2月26日～2008年 8月15日	2.0
第2特定期間	2008年 8月16日～2009年 2月16日	34.1
第3特定期間	2009年 2月17日～2009年 8月17日	24.1
第4特定期間	2009年 8月18日～2010年 2月15日	1.6
第5特定期間	2010年 2月16日～2010年 8月16日	0.6
第6特定期間	2010年 8月17日～2011年 2月15日	1.3
第7特定期間	2011年 2月16日～2011年 8月15日	2.2
第8特定期間	2011年 8月16日～2012年 2月15日	0.5
第9特定期間	2012年 2月16日～2012年 8月15日	2.7
第10特定期間	2012年 8月16日～2013年 2月15日	22.3
第11特定期間	2013年 2月16日～2013年 8月15日	2.5
第12特定期間	2013年 8月16日～2014年 2月17日	0.1
第13特定期間	2014年 2月18日～2014年 8月15日	5.8
第14特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	3.8
第15特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	2.0
第16特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	13.8

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2008年 2月26日～2008年 8月15日	5,024,241,743	403,182,663	4,621,059,080
第2特定期間	2008年 8月16日～2009年 2月16日	3,294,217,700	1,103,046,260	6,812,230,520
第3特定期間	2009年 2月17日～2009年 8月17日	19,189,033,231	3,313,916,435	22,687,347,316
第4特定期間	2009年 8月18日～2010年 2月15日	25,148,402,805	3,138,587,391	44,697,162,730
第5特定期間	2010年 2月16日～2010年 8月16日	13,639,236,237	11,368,795,960	46,967,603,007
第6特定期間	2010年 8月17日～2011年 2月15日	2,746,075,744	13,565,130,289	36,148,548,462
第7特定期間	2011年 2月16日～2011年 8月15日	874,664,896	18,928,612,780	18,094,600,578

第8特定期間	2011年 8月16日 ~ 2012年 2月15日	152,219,352	9,515,283,592	8,731,536,338
第9特定期間	2012年 2月16日 ~ 2012年 8月15日	21,243,955	2,099,636,944	6,653,143,349
第10特定期間	2012年 8月16日 ~ 2013年 2月15日	52,143,159	1,295,475,302	5,409,811,206
第11特定期間	2013年 2月16日 ~ 2013年 8月15日	29,926,061	2,022,814,977	3,416,922,290
第12特定期間	2013年 8月16日 ~ 2014年 2月17日	10,188,145	409,417,287	3,017,693,148
第13特定期間	2014年 2月18日 ~ 2014年 8月15日	6,838,306	404,084,640	2,620,446,814
第14特定期間	2014年 8月16日 ~ 2015年 2月16日	6,340,497	347,318,715	2,279,468,596
第15特定期間	2015年 2月17日 ~ 2015年 8月17日	13,398,586	147,748,979	2,145,118,203
第16特定期間	2015年 8月18日 ~ 2016年 2月15日	4,946,626	209,424,770	1,940,640,059

(注) 第1特定期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

## （参考情報）運用実績

(2016年2月末現在) 基準価額：4,788円／純資産総額：9.25億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ① 基準価額・純資産総額の推移



注：基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額（1万口当たり）は税引前分配金を再投資したものです。

## ② 分配の推移

決算期	分配金
第96期(2016年2月)	20円
第95期(2016年1月)	20円
第94期(2015年12月)	20円
第93期(2015年11月)	20円
第92期(2015年10月)	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	3,940円

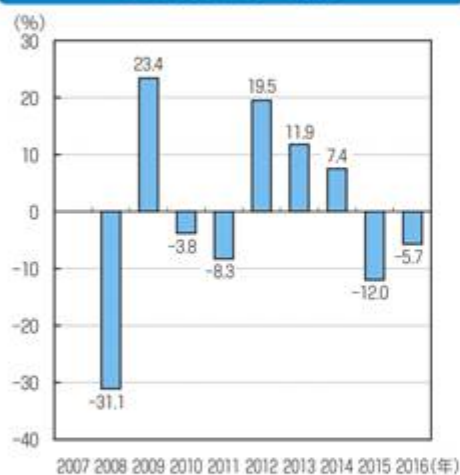
注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

## ③ 主要な資産の状況

〔「HSBC GIF EMD<sup>\*1</sup>」〕のデータを表示しています。〕

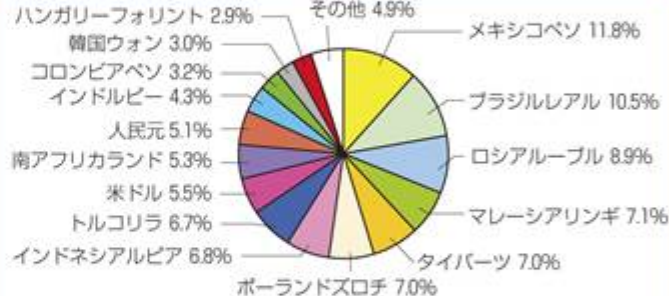
順位	銘柄名	通貨	格付 <sup>*2</sup>	比率
1	TREASURY BILL 16/03/10 0% (米国)	米ドル	AA+	8.9%
2	NOTA DO TESOURO NACIONAL 21/1/1 10% (ブラジル)	ブラジルレアル	BB	7.4%
3	TREASURY BILL 16/04/21 0% (米国)	米ドル	AA+	6.1%
4	MEXICAN CETES 16/03/03 0% (メキシコ)	メキシコペソ	A	4.5%
5	TREASURY BILL 16/03/24 0% (米国)	米ドル	AA+	4.0%
6	TREASURY BILL 16/05/12 0% (米国)	米ドル	AA+	3.5%
7	TREASURY BILL 16/03/31 0% (米国)	米ドル	AA+	2.8%
8	NOTA DO TESOURO NACIONAL 17/1/1 10% (ブラジル)	ブラジルレアル	BB	2.7%
9	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 26/12/21 10.5% (南アフリカ)	南アフリカランド	BBB+	2.3%
10	INDONESIA GOVERNMENT 24/3/15 8.375% (インドネシア)	インドネシアルピア	BB+	2.3%
組入銘柄数			75	

## ④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2008年は、設定日(2月26日)から年末までの騰落率です。
- ・2016年は、年初から2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

通貨別構成比率<sup>\*3</sup>

・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

- \*1 すべてのクラスを合算しています。
- \*2 保有債券の格付については、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)による債券格付、長期債格付、発行体格付の順に採用しています(S&Pの格付がない場合は、ムーディーズの格付を使用)。
- \*3 キャッシュ、為替取引等すべて合算した実質的な為替エクスポージャーをHSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インクが計算しています。

※当ファンドにおける「HSBC GIF EMD J1M」の組入比率は96.86%です。

上記「主要な資産の状況」については、投資家の利便性に資するため、銘柄の名寄せ等の編集を行っている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

#### （2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース\*があります。

「一般コース」……………収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」……………分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

\* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によって、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

#### （3）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

#### （4）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額とします。

#### （5）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には、消費税等相当額が加算されます。

#### （6）購入申込受付不可日

購入申込日がルクセンブルクの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休場日、ニューヨーク証券取引所の休場日、米国の休日であるコロンブス・デー、ベテランズ・デーのいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

#### （7）その他留意事項

##### 購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情\*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

\* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等、運用に影響を及ぼす事態を指します。

##### 受益権の振替

購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### （1）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。



換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時(「申込締切時間」といいます。)までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(2) 換金単位

販売会社によって異なります。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記(4)記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

(4) 換金手数料・信託財産留保額

換金手数料・・・ありません。

信託財産留保額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.40%の率を乗じて得た額

(5) 支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日がルクセンブルクの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休場日、ニューヨーク証券取引所の休場日、米国の休日であるコロンブス・デー、ベテランズ・デーのいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情\*があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込の受付を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込の受付を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込の受付を受け付けたものとして、前記「(3) 換金価額」に準じて計算された価額とします。

\* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等、運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電売買相場の仲値によって計算します。

<当ファンドの主たる投資対象の評価方法>

投資信託証券：原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額(1万口当たり)は翌日の日本経済新聞朝刊に「エマボン毎月」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。

<照会先>

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690(受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

平成20年2月26日から平成30年2月15日までとします。

ただし、後記「(5)その他」の(a)および(b)、ならびに(b)に該当した場合には、信託を終了することができます。

なお、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認められるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4)【計算期間】

原則として、毎月16日から翌月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により純資産総額が10億円を下回るようになった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、この投資信託において、その主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(c) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

(d) (c)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除いた者をいいます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決

権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (e) (c)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (f) (c)から(e)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。  
なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」にしたがいます。
- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。  
当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかるとはならず、または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（[www.assetmanagement.hsbc.com/jp](http://www.assetmanagement.hsbc.com/jp)）に掲載します。

電子公告により公告できない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」および「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

#### 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月に到来する当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。
- (b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（[www.assetmanagement.hsbc.com/jp](http://www.assetmanagement.hsbc.com/jp)）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

#### 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

#### 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16特定期間(平成27年8月18日から平成28年2月15日まで)の財務諸表について、P w C あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## H S B C 新興国現地通貨建債券オープン（毎月決算型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15特定期間末 平成27年 8月17日現在	第16特定期間末 平成28年 2月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	30	4,913,992
金銭信託	-	15,108,969
コール・ローン	45,313,958	-
投資信託受益証券	6,751,810	5,933,392
投資証券	1,175,689,071	898,085,611
派生商品評価勘定	-	6,933
未収利息	12	-
流動資産合計	1,227,754,881	924,048,897
資産合計	1,227,754,881	924,048,897
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	4,290,236	3,881,280
未払解約金	13,748,350	71,252
未払受託者報酬	36,624	26,006
未払委託者報酬	1,367,279	970,867
その他未払費用	964,270	794,293
流動負債合計	20,406,759	5,743,698
負債合計	20,406,759	5,743,698
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,145,118,203	1,940,640,059
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	937,770,081	1,022,334,860
（分配準備積立金）	37,650,203	35,961,639
元本等合計	1,207,348,122	918,305,199
純資産合計	1,207,348,122	918,305,199
負債純資産合計	1,227,754,881	924,048,897



## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第15特定期間		第16特定期間	
	自	平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自	平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		35,867,645		32,495,072
受取利息		1,355		1,523
有価証券売買等損益		114,647,966		91,135,388
為替差損益		63,153,567		92,658,628
営業収益合計		15,625,399		151,297,421
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		208,296		171,582
委託者報酬		7,776,341		6,405,611
その他費用		1,007,338		831,158
営業費用合計		8,991,975		7,408,351
営業利益又は営業損失（ ）		24,617,374		158,705,772
経常利益又は経常損失（ ）		24,617,374		158,705,772
当期純利益又は当期純損失（ ）		24,617,374		158,705,772
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		289,923		431,523
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		942,866,813		937,770,081
剰余金増加額又は欠損金減少額		61,217,121		100,491,301
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		61,217,121		100,491,301
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,508,667		2,363,895
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,508,667		2,363,895
分配金		26,284,271		24,417,936
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		937,770,081		1,022,334,860

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券および投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における特定期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 特定期間末日の取扱い 平成27年8月15日および平成27年8月16日が休日のため、信託約款第32条により、第15特定期間末日を平成27年8月17日としております。

## (貸借対照表に関する注記)

第15特定期間末 平成27年 8月17日現在	第16特定期間末 平成28年 2月15日現在
1. 受益権の総数 2,145,118,203口	1. 受益権の総数 1,940,640,059口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 937,770,081円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,022,334,860円
3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5628円 (10,000口当たり純資産額) (5,628円)	3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4732円 (10,000口当たり純資産額) (4,732円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第16特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
平成27年 2月17日	平成27年 8月18日
平成27年 3月16日	平成27年 9月15日
A 費用控除後の配当等収益額 4,673,131円	A 費用控除後の配当等収益額 4,653,513円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 2,638,283円	C 収益調整金額 2,755,789円
D 分配準備積立金額 36,410,650円	D 分配準備積立金額 37,148,398円
E 当ファンドの分配対象収益額 43,722,064円	E 当ファンドの分配対象収益額 44,557,700円
F 当ファンドの期末残存口数 2,228,551,686口	F 当ファンドの期末残存口数 2,113,761,473口
G 10,000口当たり収益分配対象額 196円	G 10,000口当たり収益分配対象額 210円
H 10,000口当たり分配金額 20円	H 10,000口当たり分配金額 20円
I 収益分配金金額 4,457,103円	I 収益分配金金額 4,227,522円
平成27年 3月17日	平成27年 9月16日
平成27年 4月15日	平成27年 10月15日
A 費用控除後の配当等収益額 5,793,587円	A 費用控除後の配当等収益額 5,285,227円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 2,636,176円	C 収益調整金額 2,750,826円

D	分配準備積立金額	36,420,693円	D	分配準備積立金額	37,312,245円
E	当ファンドの分配対象収益額	44,850,456円	E	当ファンドの分配対象収益額	45,348,298円
F	当ファンドの期末残存口数	2,215,907,971口	F	当ファンドの期末残存口数	2,098,615,674口
G	10,000口当たり収益分配対象額	202円	G	10,000口当たり収益分配対象額	216円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H	10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	4,431,815円	I	収益分配金金額	4,197,231円
	平成27年 4月16日			平成27年10月16日	
	平成27年 5月15日			平成27年11月16日	
A	費用控除後の配当等収益額	5,472,552円	A	費用控除後の配当等収益額	4,749,582円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	2,628,068円	C	収益調整金額	2,708,252円
D	分配準備積立金額	37,554,324円	D	分配準備積立金額	37,660,617円
E	当ファンドの分配対象収益額	45,654,944円	E	当ファンドの分配対象収益額	45,118,451円
F	当ファンドの期末残存口数	2,201,443,136口	F	当ファンドの期末残存口数	2,055,480,795口
G	10,000口当たり収益分配対象額	207円	G	10,000口当たり収益分配対象額	219円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H	10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	4,402,886円	I	収益分配金金額	4,110,961円
	平成27年 5月16日			平成27年11月17日	
	平成27年 6月15日			平成27年12月15日	
A	費用控除後の配当等収益額	4,427,458円	A	費用控除後の配当等収益額	4,208,828円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	2,604,634円	C	収益調整金額	2,705,315円
D	分配準備積立金額	38,177,604円	D	分配準備積立金額	38,040,080円
E	当ファンドの分配対象収益額	45,209,696円	E	当ファンドの分配対象収益額	44,954,223円
F	当ファンドの期末残存口数	2,174,402,025口	F	当ファンドの期末残存口数	2,041,050,546口
G	10,000口当たり収益分配対象額	207円	G	10,000口当たり収益分配対象額	220円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H	10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	4,348,804円	I	収益分配金金額	4,082,101円
	平成27年 6月16日			平成27年 12月16日	
	平成27年 7月15日			平成28年 1月15日	
A	費用控除後の配当等収益額	4,674,078円	A	費用控除後の配当等収益額	3,570,622円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	2,813,766円	C	収益調整金額	2,612,814円
D	分配準備積立金額	38,129,961円	D	分配準備積立金額	36,738,651円
E	当ファンドの分配対象収益額	45,617,805円	E	当ファンドの分配対象収益額	42,922,087円
F	当ファンドの期末残存口数	2,176,713,654口	F	当ファンドの期末残存口数	1,959,420,871口
G	10,000口当たり収益分配対象額	209円	G	10,000口当たり収益分配対象額	219円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H	10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	4,353,427円	I	収益分配金金額	3,918,841円
	平成27年 7月16日			平成28年 1月16日	
	平成27年 8月17日			平成28年 2月15日	
A	費用控除後の配当等収益額	4,004,669円	A	費用控除後の配当等収益額	3,782,107円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	2,781,583円	C	収益調整金額	2,602,358円
D	分配準備積立金額	37,935,770円	D	分配準備積立金額	36,060,812円
E	当ファンドの分配対象収益額	44,722,022円	E	当ファンドの分配対象収益額	42,445,277円
F	当ファンドの期末残存口数	2,145,118,203口	F	当ファンドの期末残存口数	1,940,640,059口
G	10,000口当たり収益分配対象額	208円	G	10,000口当たり収益分配対象額	218円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H	10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	4,290,236円	I	収益分配金金額	3,881,280円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第15特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第16特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
金融商品に対する取組方針		当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左
金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。	同左
金融商品に係るリスクの管理体制		運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。 リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左
-------------------------	--	----

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第15特定期間末 平成27年 8月17日現在	第16特定期間末 平成28年 2月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と	同左
時価の算定方法	<p>考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。</p> <p>投資信託受益証券及び投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 該当事項はありません。</p> <p>金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

第15特定期間末（平成27年 8月17日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	49,760
投資証券	67,053,284
合計	67,103,044

第16特定期間末（平成28年 2月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18,133
投資証券	12,856,579
合計	12,874,712

## （デリバティブ取引に関する注記）

## （通貨関連）

第15特定期間末（平成27年8月17日現在）

該当事項はありません。

第16特定期間末（平成28年2月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	4,920,491	-	4,913,558	6,933
	米ドル	4,920,491	-	4,913,558	6,933
合計		4,920,491	-	4,913,558	6,933

## 時価の算定方法

## 為替予約取引

1) 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第15特定期間（自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日）

該当事項はありません。

第16特定期間（自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第15特定期間末 平成27年 8月17日現在		第16特定期間末 平成28年 2月15日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,279,468,596円	期首元本額	2,145,118,203円
期中追加設定元本額	13,398,586円	期中追加設定元本額	4,946,626円
期中一部解約元本額	147,748,979円	期中一部解約元本額	209,424,770円

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資信託受益証券	ISHARES JP MORGAN USD EMG BD ETF	500	52,355.00	
	投資信託受益証券 小計		500	52,355.00 (5,933,392)	
	投資証券	HGIF GLOBAL EMERGING MARKET LD CLASS J1M	1,181,705.619	7,924,517.88	
	投資証券 小計		1,181,705.619	7,924,517.88 (898,085,611)	
米ドル小計			1,182,205.61	7,976,872.88 (904,019,003)	
合計				904,019,003 (904,019,003)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)です。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(注3)尚、券面総額の数値は、口数で表示しております。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券	1銘柄	100.0%	100.0%
	投資証券	1銘柄	100.0%	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

### (参考)

当ファンドは「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット クラス J1M」及び上場投資信託を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券及び投資信託受益証券として計上しております。

これらの証券のうち、「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット クラス J1M」の状況は以下の通りです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット クラス J1M」の状況

「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット」は米ドル建ルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成27年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」および「財務諸表に対する注記」は、H S B C インベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ) エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、



以下の内容は「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド」のサブファンドである「グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット」の全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJ1Mの一口当たり情報につきましては、(3)に記載しております。

### (1)純資産計算書

科目	対象年月日	(平成27年3月31日現在)
	金額(米ドル)	
資産		
有価証券		1,372,352,169
投資にかかる未実現損失		14,289,461
先渡外国為替取引にかかる未収入金		15,836,193
銀行預金		199,896,611
有価証券売却に係る未収入金		139,980
その他未収入金		4,889,496
その他流動資産		11,320,747
資産計		1,590,145,735
負債		
金利スワップ取引にかかる未払金		631,575
当座借越		1,720,000
有価証券購入に係る未払金		139,447
その他未払金		1,797,754
その他流動負債		1,067,870
負債計		5,356,646
純資産額		1,584,789,089
平成27年3月31日現在の株数(クラスJ1M)		1,349,705.619
一株当たり純資産額(クラスJ1M)		7.76

### (2)附属明細表

種類/国・地域/銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
<b>外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券</b>				
<b>債券</b>				
<b>ブラジル</b>				
BANCO NAC DESEN 3.375% 26/09/2016	4,000,000	USD	4,025,360	0.25
BRAZIL (GOVT) 0% 01/07/2015	110,640	BRL	33,577,409	2.13
BRAZIL (GOVT) 0% 01/01/2016	29,097	BRL	8,266,983	0.52
BRAZIL (GOVT) 0% 01/01/2017	38,000	BRL	9,522,094	0.60
BRAZIL (GOVT) 6% 15/05/2017	2,425	BRL	1,965,702	0.12
BRAZIL (GOVT) 10% 01/01/2017	164,500	BRL	48,836,106	3.09
BRAZIL (GOVT) 10% 01/01/2021	29,000	BRL	7,997,850	0.50
			<b>114,191,504</b>	<b>7.21</b>
<b>チリ</b>				
CHILE (GOVT) 5.5% 05/08/2020	425,000,000	CLP	726,301	0.05
			<b>726,301</b>	<b>0.05</b>
<b>中国</b>				
CNOOC FINANCE 1.125% 09/05/2016	1,900,000	USD	1,897,701	0.12

	<b>1,897,701</b>	<b>0.12</b>
--	------------------	-------------

**コロンビア**

COLOMBIA (GOVT) 7% 11/09/2019	61,000,000,000	COP	24,569,189	1.55
COLOMBIA (GOVT) 10% 24/07/2024	45,103,000,000	COP	20,801,056	1.31
			<b>45,370,245</b>	<b>2.86</b>

**インドネシア**

INDONESIA (GOVT) 6.625% 15/05/2033	189,750,000,000	IDR	12,901,694	0.81
INDONESIA (GOVT) 7.375% 15/09/2016	9,806,000,000	IDR	757,068	0.05
INDONESIA (GOVT) 7.875% 15/04/2019	169,248,000,000	IDR	13,283,217	0.84
INDONESIA (GOVT) 8.375% 15/03/2024	347,620,000,000	IDR	28,250,407	1.78
INDONESIA (GOVT) 10% 15/09/2024	10,000,000,000	IDR	892,463	0.06
INDONESIA (GOVT) 11% 15/09/2025	7,870,000,000	IDR	750,551	0.05
INDONESIA (GOVT) 11.5% 15/09/2019	18,500,000,000	IDR	1,640,925	0.10
			<b>58,476,325</b>	<b>3.69</b>

**マレーシア**

MALAYSIA (GOVT) 3.394% 15/03/2017	23,000,000	MYR	6,219,347	0.39
			<b>6,219,347</b>	<b>0.39</b>

**メキシコ**

MEXICO (GOVT) 2% 09/06/2022	390,900	MXN	12,917,259	0.82
MEXICO (GOVT) 4% 13/06/2019	45	MXN	1,674	0.00
MEXICO (GOVT) 4.5% 04/12/2025	99,885	MXN	3,967,788	0.25
MEXICO (GOVT) 5% 16/06/2016	15,281	MXN	556,399	0.04
MEXICO (GOVT) 6.25% 16/06/2016	1,850,000	MXN	12,495,917	0.79
MEXICO (GOVT) 7.75% 14/12/2017	727,000	MXN	5,164,292	0.33
MEXICO (GOVT) 8% 11/06/2020	840,500	MXN	6,170,821	0.39
MEXICO (GOVT) 8.5% 13/12/2018	3,397,173	MXN	24,922,674	1.56
MEXICO (GOVT) 10% 05/12/2024	220,900	MXN	1,888,871	0.12
			<b>68,085,695</b>	<b>4.30</b>

**ペルー**

PERU (GOVT) 6.9% 12/08/2037 (USP87324BE10)	14,850,000	PEN	5,082,021	0.32
PERU (GOVT) 7.84% 12/08/2020 (PEP01000CY33)	8,625,000	PEN	3,182,635	0.20
PERU (GOVT) 9.91% 05/05/2015	2,000,000	PEN	648,849	0.04
			<b>8,913,505</b>	<b>0.56</b>

**ポーランド**

POLAND (GOVT) 0% 25/07/2015	103,000,000	PLN	27,049,350	1.71
POLAND (GOVT) 3% 24/08/2016	14,565,000	PLN	5,070,259	0.32
POLAND (GOVT) 4.75% 25/04/2017	13,000,000	PLN	3,647,183	0.23
POLAND (GOVT) 5% 25/04/2016	53,500,000	PLN	14,620,182	0.92
POLAND (GOVT) 5.5% 25/04/2015	25,500,000	PLN	6,744,705	0.43
POLAND (GOVT) 6.25% 24/10/2015	10,000,000	PLN	2,707,425	0.17
			<b>59,839,104</b>	<b>3.78</b>

**ルーマニア**

ROMANIA (GOVT) 5.9% 26/07/2017	40,850,000	RON	10,811,271	0.68
			<b>10,811,271</b>	<b>0.68</b>

**ロシア**

RUSSIA (GOVT) 7% 16/08/2023	1,282,000,000	RUB	16,553,315	1.04
			<b>16,553,315</b>	<b>1.04</b>

**南アフリカ**

SOUTH AFRICA (GOVT) 6.25% 31/03/2036	80,600,000	ZAR	5,298,895	0.33
SOUTH AFRICA (GOVT) 6.75% 31/03/2021	57,000,000	ZAR	4,563,646	0.29
SOUTH AFRICA (GOVT) 7% 28/02/2031	54,000,000	ZAR	3,983,822	0.25
SOUTH AFRICA (GOVT) 7.25% 15/01/2020	164,636,000	ZAR	13,577,910	0.86
SOUTH AFRICA (GOVT) 7.75% 28/02/2023	216,000,000	ZAR	18,004,501	1.14
SOUTH AFRICA (GOVT) 8.25% 15/09/2017	489,710,000	ZAR	41,669,557	2.63
SOUTH AFRICA (GOVT) 10.5% 21/12/2026	33,850,000	ZAR	3,370,067	0.21
			<b>90,468,398</b>	<b>5.71</b>

**タイ**

THAILAND (GOVT) 3.625% 22/05/2015	230,000,000	THB	7,087,131	0.45
THAILAND (GOVT) 3.625% 16/06/2023	124,000,000	THB	4,104,042	0.26
THAILAND (GOVT) 3.875% 13/06/2019	490,000,000	THB	16,079,122	1.02

THAILAND (GOVT) 4.125% 18/11/2016	340,000,000	THB	10,838,989	0.68
THAILAND (GOVT) 5.125% 13/03/2018	62,000,000	THB	2,076,667	0.13
THAILAND (GOVT) 5.4% 27/07/2016	90,000,000	THB	2,896,097	0.18
THAILAND (GOVT) 5.5% 13/03/2023	90,000,000	THB	3,349,015	0.21
			<b>46,431,063</b>	<b>2.93</b>

**トルコ**

TURKEY (GOVT) 7% 26/09/2016	23,960,000	USD	25,899,202	1.63
TURKEY (GOVT) 9.5% 12/01/2022	25,600,000	TRY	10,437,731	0.66
TURKEY (GOVT) 10% 17/06/2015	43,000,000	TRY	16,589,488	1.05
			<b>52,926,421</b>	<b>3.34</b>

**債券合計**

<b>外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計</b>			<b>580,910,195</b>	<b>36.66</b>
----------------------------------	--	--	--------------------	--------------

**外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券****債券****インドネシア**

INDONESIA (GOVT) 8.25% 15/07/2021	29,000,000,000	IDR	2,317,760	0.15
INDONESIA (GOVT) 9.5% 15/06/2015	40,410,000,000	IDR	3,115,727	0.19
INDONESIA (GOVT) 10% 15/07/2017	7,000,000,000	IDR	569,061	0.04
INDONESIA (GOVT) 10.75% 15/05/2016	20,000,000,000	IDR	1,599,465	0.10
INDONESIA (GOVT) 11% 15/11/2020	20,500,000,000	IDR	1,831,767	0.12
INDONESIA (GOVT) 12.9% 15/06/2022	5,000,000,000	IDR	497,629	0.03
			<b>9,931,409</b>	<b>0.63</b>

**マレーシア**

MALAYSIA (GOVT) 3.26% 01/03/2018	71,600,000	MYR	19,259,018	1.21
MALAYSIA (GOVT) 3.418% 15/08/2022	12,000,000	MYR	3,153,649	0.20
MALAYSIA (GOVT) 3.492% 31/03/2020	46,000,000	MYR	12,322,808	0.78
MALAYSIA (GOVT) 3.654% 31/10/2019	20,000,000	MYR	5,419,063	0.34
MALAYSIA (GOVT) 4.012% 15/09/2017	60,095,000	MYR	16,483,895	1.04
MALAYSIA (GOVT) 4.16% 15/07/2021	29,000,000	MYR	7,996,749	0.50
MALAYSIA (GOVT) 4.378% 29/11/2019	38,500,000	MYR	10,734,000	0.68
			<b>75,369,182</b>	<b>4.75</b>

**フィリピン**

PHILIPPINES (GOVT) 6.25% 14/01/2036	48,000,000	PHP	1,265,836	0.08
			<b>1,265,836</b>	<b>0.08</b>

**ロシア**

RUSSIA (GOVT) 7.5% 15/03/2018	1,380,000,000	RUB	21,133,066	1.33
			<b>21,133,066</b>	<b>1.33</b>

**南アフリカ**

SOUTH AFRICA (GOVT) 13.5% 15/09/2015 (ZAG000099862)	80,000,000	ZAR	6,808,872	0.43
SOUTH AFRICA (GOVT) 13.5% 15/09/2016	80,000,000	ZAR	7,237,652	0.46
			<b>14,046,524</b>	<b>0.89</b>

**タイ**

THAILAND (GOVT) 2.8% 10/10/2017	190,700,000	THB	5,991,725	0.38
THAILAND (GOVT) 3.25% 16/06/2017	678,000,000	THB	21,489,204	1.36
THAILAND (GOVT) 4.5% 09/04/2024	150,000,000	THB	5,276,690	0.33
			<b>32,757,619</b>	<b>2.07</b>

**債券合計**

<b>外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券 合計</b>			<b>154,503,636</b>	<b>9.75</b>
------------------------------------	--	--	--------------------	-------------

**その他譲渡可能有価証券****債券****マレーシア**

MALAYSIA (GOVT) 3.48% 15/03/2023	7,500,000	MYR	1,972,489	0.12
			<b>1,972,489</b>	<b>0.12</b>

**債券合計**

			<b>1,972,489</b>	<b>0.12</b>
--	--	--	------------------	-------------

**債券以外の有価証券**

## 投資信託

## アイルランド

HSBC GLOBAL US DOLLAR LIQUIDITY FUND "Z"	18,000,000	USD	18,000,000	1.14
			<b>18,000,000</b>	<b>1.14</b>
<b>投資信託合計</b>			<b>18,000,000</b>	<b>1.14</b>

## 金融商品

## 財務省短期証券(T bills)

## メキシコ

MEXICO (GOVT) 0% 04/02/2016	45,000,000	MXN	28,683,558	1.81
			<b>28,683,558</b>	<b>1.81</b>

## 米国

US (GOVT) 0% 23/04/2015	10,000,000	USD	9,999,940	0.63
US (GOVT) 0% 07/05/2015	90,000,000	USD	89,999,280	5.67
US (GOVT) 0% 14/05/2015	73,000,000	USD	72,999,562	4.61
US (GOVT) 0% 21/05/2015	116,000,000	USD	115,999,188	7.32
US (GOVT) 0% 28/05/2015	65,000,000	USD	64,999,480	4.10
US (GOVT) 0% 30/04/2015	220,000,000	USD	219,995,380	13.88
			<b>573,992,830</b>	<b>36.21</b>
<b>財務省短期証券(T bills)合計</b>			<b>602,676,388</b>	<b>38.02</b>
<b>その他譲渡可能有価証券 合計</b>			<b>622,648,877</b>	<b>39.28</b>

## 財務諸表に対する注記

## 重要な会計方針の要約

## 1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

## 2) 有価証券の評価

公設の外国金融市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会により予想可能な売却価格をもとに決定されています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

## 3) 為替換算

「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成27年3月31日時点の為替レートで換算しております。

## 4) 手数料等

## マネジментフィー

マネジментフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジментフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

## 事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.25%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

## 先渡外国為替契約

当該ファンドは平成27年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

	買金額	決済日	売金額	未実現損益 (USD)
EUR	128,983	31/3/2015	USD 145,085	6,561
USD	141,743	31/3/2015	EUR 128,983	3,219

CNY	700,434,061	13/4/2015	USD	113,191,154	44,281
CNY	25,294,950	13/4/2015	USD	4,100,000	10,700
USD	84,707,665	13/4/2015	CNY	522,446,419	246,542
USD	9,385,000	13/4/2015	CNY	58,276,158	36,195
USD	23,416,461	13/4/2015	CNY	145,006,435	25,955
MXN	46,500,000	14/4/2015	USD	3,000,000	50,050
MXN	37,446,250	14/4/2015	USD	2,500,000	43,808
MXN	60,464,494	14/4/2015	USD	4,000,000	33,984
MXN	47,639,645	14/4/2015	USD	3,200,000	75,197
MXN	938,582,068	14/4/2015	USD	64,832,163	3,268,237
MXN	80,463,338	14/4/2015	USD	5,475,000	197,210
TRY	16,292,500	14/4/2015	USD	6,386,036	131,968
USD	3,000,000	14/4/2015	MXN	43,905,600	120,123
USD	4,978,129	14/4/2015	MXN	75,810,550	5,527
USD	6,500,000	14/4/2015	MXN	96,925,725	142,401
USD	5,000,000	14/4/2015	TRY	12,419,500	232,629
RUB	884,250,000	15/4/2015	USD	12,950,351	2,171,364
RUB	387,000,000	15/4/2015	USD	6,000,000	618,155
USD	20,487,510	15/4/2015	RUB	1,271,250,000	1,252,361
PEN	103,949,109	20/4/2015	USD	33,640,488	190,053
PEN	9,594,500	20/4/2015	USD	3,100,000	12,526
PEN	13,909,500	20/4/2015	USD	4,500,000	23,975
USD	5,000,000	20/4/2015	PEN	15,590,000	16,804
USD	37,065,311	20/4/2015	PEN	111,863,109	1,068,180
EUR	124,371	30/4/2015	USD	136,852	3,230
USD	1,248	30/4/2015	EUR	1,153	10
BRL	77,495,380	5/5/2015	USD	25,556,000	1,507,448
BRL	22,169,426	5/5/2015	USD	7,669,000	789,331
BRL	31,228,245	5/5/2015	USD	10,968,000	1,277,176
BRL	18,547,554	5/5/2015	USD	6,628,000	872,279
BRL	43,883,083	5/5/2015	USD	14,866,000	1,248,097
BRL	61,549,050	5/5/2015	USD	21,498,000	2,397,951
USD	22,741,197	5/5/2015	BRL	64,356,219	2,770,021
USD	3,000,000	5/5/2015	BRL	7,915,500	543,643
USD	20,640,879	8/5/2015	ZAR	243,854,774	632,915
USD	3,000,000	8/5/2015	ZAR	35,194,500	112,337
USD	3,384,000	8/5/2015	ZAR	39,286,548	160,590
USD	10,575,000	8/5/2015	ZAR	122,658,368	511,042
USD	8,113,000	8/5/2015	ZAR	93,868,658	411,200
USD	5,000,000	8/5/2015	ZAR	59,238,400	139,567
USD	3,302,000	8/5/2015	ZAR	38,369,240	153,854
ZAR	97,370,233	8/5/2015	USD	8,102,000	112,900
ZAR	27,315,314	8/5/2015	USD	2,244,000	2,814
ZAR	210,223,320	8/5/2015	USD	17,203,000	45,548
ZAR	195,174,638	8/5/2015	USD	15,921,413	92,410
ZAR	32,523,728	8/5/2015	USD	2,673,000	4,471
PHP	569,641,800	19/5/2015	USD	12,783,202	56,792
PHP	7,063,200	19/5/2015	USD	159,620	1,821
USD	1,147,914	19/5/2015	PHP	50,812,400	12,710
HKD	127,389	20/5/2015	USD	16,430	1
ILS	41,781,634	27/5/2015	USD	10,753,219	246,259
MYR	16,143,750	3/6/2015	USD	4,500,000	166,290
MYR	16,150,500	3/6/2015	USD	4,500,000	164,478
TRY	191,216,253	3/6/2015	USD	71,498,749	962,259
TRY	7,905,783	3/6/2015	USD	3,000,000	4,120
TRY	9,388,732	3/6/2015	USD	3,517,169	40,671
USD	4,790,714	3/6/2015	MYR	17,270,525	154,527

USD	5,897,969	3/6/2015	MYR	21,235,048	197,525
USD	4,000,000	3/6/2015	MYR	14,450,000	120,969
PLN	376,618,724	5/6/2015	USD	100,328,656	1,210,040
PLN	11,926,591	5/6/2015	USD	3,100,000	38,843
PLN	16,735,725	5/6/2015	USD	4,550,224	145,712
USD	4,490,000	5/6/2015	PLN	16,709,086	92,498
USD	4,911,000	5/6/2015	PLN	18,273,831	101,688
USD	6,414,000	5/6/2015	PLN	23,993,812	99,302
USD	5,786,000	5/6/2015	PLN	21,561,529	111,431
USD	5,185,000	5/6/2015	PLN	19,292,867	107,498
USD	5,031,000	5/6/2015	PLN	18,720,351	104,173
KRW	50,988,192,041	8/6/2015	USD	46,146,919	234,360
KRW	4,959,000,000	8/6/2015	USD	4,500,000	34,645
USD	2,000,000	8/6/2015	KRW	2,221,400,000	270
CLP	8,364,128,218	10/6/2015	USD	13,205,128	128,835
HUF	6,201,998,933	16/6/2015	USD	22,339,644	157,262
HUF	876,679,601	16/6/2015	USD	3,094,606	40,971
COP	5,972,500,000	18/6/2015	USD	2,446,743	167,851
COP	54,298,969,525	18/6/2015	USD	22,248,942	1,530,405
USD	4,000,000	18/6/2015	COP	9,784,000,000	266,777
INR	6,093,821,530	25/6/2015	USD	95,920,377	196,682
INR	574,200,000	25/6/2015	USD	9,000,000	56,782
USD	9,000,000	25/6/2015	INR	571,250,000	10,252
SGD	82,563,942	29/6/2015	USD	60,572,937	513,570
THB	725,964,559	2/7/2015	USD	21,811,445	415,476
CZK	570,540,984	7/7/2015	USD	22,522,540	249,331
TWD	1,680,137,527	8/7/2015	USD	52,553,567	1,280,866
USD	8,000,000	8/7/2015	TWD	251,767,500	67,054
CNY	500,807,669	13/7/2015	USD	80,380,013	419,242
IDR	422,814,610,000	15/7/2015	USD	32,067,851	679,129
IDR	60,390,000,000	15/7/2015	USD	4,500,000	16,794
USD	4,100,000	15/7/2015	IDR	54,140,500,000	80,742
RON	71,050,084	17/7/2015	USD	16,906,623	344,423
RUB	547,671,600	21/7/2015	USD	7,596,000	1,427,513
RUB	5,798,123,762	21/7/2015	USD	82,538,530	12,992,162
RUB	396,769,800	21/7/2015	USD	5,557,000	980,234
USD	10,485,000	21/7/2015	RUB	630,926,500	89,767
USD	13,874,000	21/7/2015	RUB	831,984,615	166,106
USD	7,316,000	21/7/2015	RUB	438,203,100	96,105
USD	1,746,000	21/7/2015	RUB	104,061,600	31,467
USD	14,175,000	21/7/2015	RUB	900,541,735	662,451
USD	991,000	21/7/2015	RUB	60,252,800	1,733
USD	33,173,483	24/7/2015	PEN	103,949,109	328,076
USD	30,090,564	28/7/2015	PLN	103,000,000	3,029,141
COP	7,954,500,000	31/7/2015	USD	3,000,000	19,492
RUB	1,271,250,000	31/7/2015	USD	19,640,788	1,230,961
USD	6,671,000	31/7/2015	RUB	402,594,850	61,082
USD	361,000	31/7/2015	RUB	21,858,550	2,120
USD	25,270,491	4/2/2016	MXN	400,000,000	406,680
				合計	15,836,193

## 金利スワップ取引契約

当ファンドは平成27年3月31日現在、以下の金利スワップ取引契約を保有しております。

取引先	通貨	決済日	想定元本 (米ドル)	想定元本 (契約通貨)	未実現損益 (米ドル)
-----	----	-----	---------------	----------------	----------------

J.P MORGAN, LONDON	ZAR	12/11/2015	56,816,259	688,400,000	10,429
J.P MORGAN, LONDON	ZAR	10/02/2016	56,122,975	680,000,000	388,231
J.P MORGAN, LONDON	ZAR	10/02/2024	15,433,818	187,000,000	1,009,377
				合計	631,575

## 保証金

当該ファンドは平成27年3月31日現在、以下の保証金を保有しております。

取引先(契約先)	種類	通貨	保証金残高(USD)
UBS	Forward Exchange Contracts	USD	1,732,722
J.P Morgan, New York	Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	USD	1,090,000
Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	1,210,000
BNP Paribas, London	Interest Rate Swaps	USD	90,000
Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts	USD	1,630,000
Royal Bank of Scotland	Forward Exchange Contracts	USD	870,000
Bank of America	Interest Rate Swaps	USD	2,680,000
State Street Bank and Trust Company	Forward Exchange Contracts	USD	99,987

## (3) 一口当たり情報

平成28年2月15日現在の口数（クラス J1M）	1,181,705.619
一口当たり純資産額（クラス J1M）	USD 6.706

上記の一口当たり情報は、平成28年2月15日現在において知りうる「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット クラス J1M」の状況です。  
尚、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

## 2【ファンドの現況】

以下は平成28年2月末日現在の当ファンドの現況です。

### 【純資産額計算書】

#### H S B C 新興国現地通貨建債券オープン（毎月決算型）

資産総額	928,930,271 円
負債総額	3,009,302 円
純資産総額（ - ）	925,920,969 円
発行済口数	1,933,807,333 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4788 円
（1万口当たり純資産額）	（4,788 円）



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

##### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

##### (7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

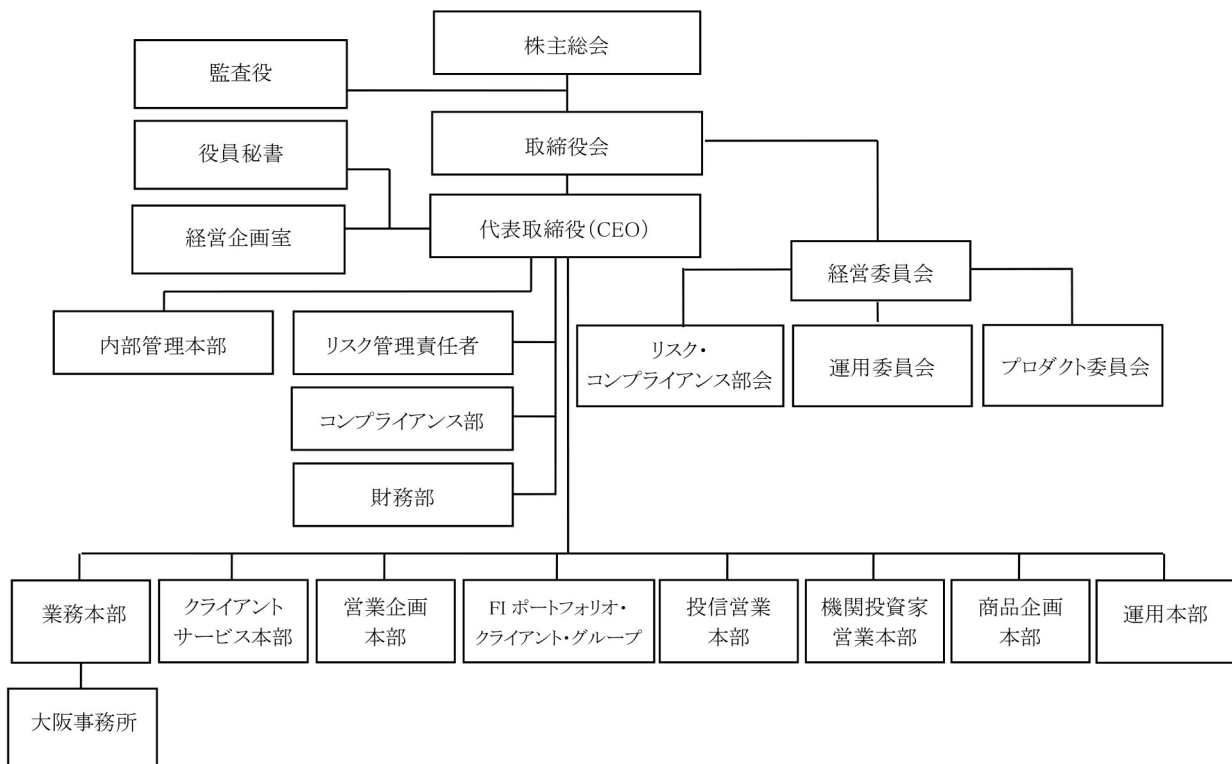
##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減  
該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

##### 組織図（本書提出日現在）



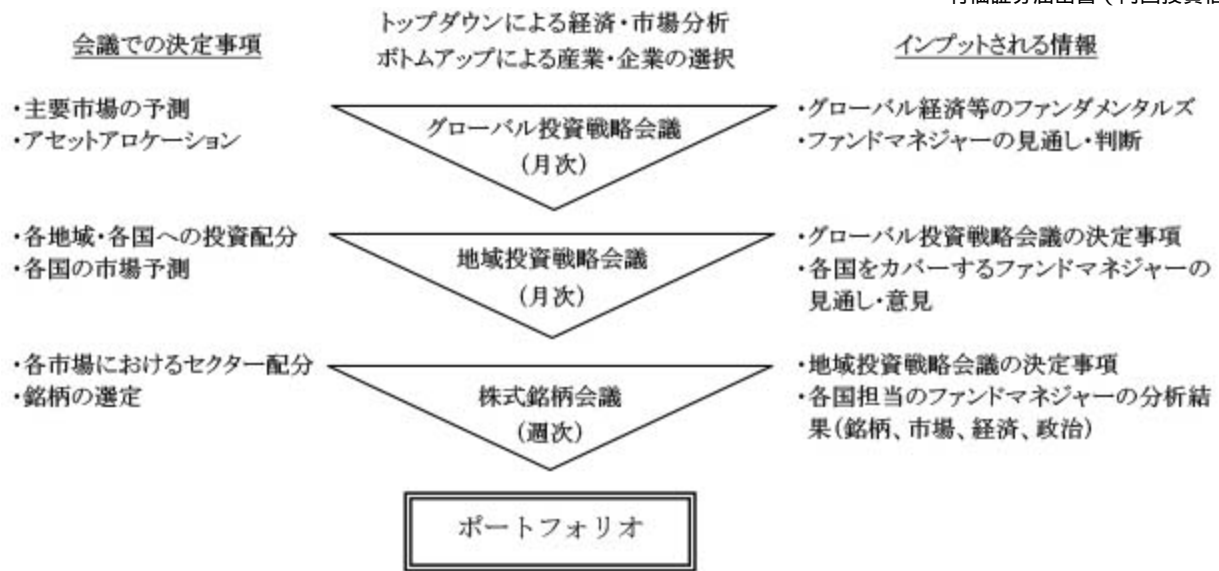
#### 会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

#### 投資運用の意思決定機構



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

平成28年2月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	47	1,490,482百万円
合 計	47	1,490,482百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。  
また、当中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）の中間財務諸表については、P w C あらた監査法人により中間監査を受けております。  
なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。  
第30期事業年度 有限責任あずさ監査法人  
第31期中間会計期間 P w C あらた監査法人
- (4) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
預金	4	1,389,484	4	1,532,888
前払費用		14,338		18,384
未収入金		17,906		8,875
未収委託者報酬		1,507,022		892,359
未収運用受託報酬		298		378
未収収益		40,881		49,298
繰延税金資産		96,356		86,669
流動資産合計		3,066,288		2,588,853
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物附属設備	1	4,006	1	98
器具備品		1,076		366
有形固定資産合計		5,083		464
<b>無形固定資産</b>				
商標権		691		591
無形固定資産合計		691		591
<b>投資その他の資産</b>				
敷金		34,432		34,432
繰延税金資産		16,848		17,222
投資その他の資産合計		51,281		51,655
固定資産合計		57,056		52,711
資産合計		3,123,344		2,641,565
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		-		109
未払金	4、5	1,003,080	4、5	498,299
未払費用	4	454,190	4	446,862
未払消費税等		2,719		122,561
未払法人税等	2	225,287	2	178,272
賞与引当金		52,398		48,122
流動負債合計		1,737,677		1,294,227
<b>固定負債</b>				
役員退職慰労引当金		36,220		40,105
固定負債合計		36,220		40,105
負債合計		1,773,897		1,334,333
<b>純資産の部</b>				
<b>株主資本</b>				
資本金		495,000		495,000
利益剰余金				
利益準備金		123,750		123,750
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		730,696		688,481
利益剰余金合計		854,446		812,231
株主資本合計		1,349,446		1,307,231
純資産合計		1,349,446		1,307,231
負債・純資産合計		3,123,344		2,641,565

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位：千円 )

	前事業年度 ( 自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日 )		当事業年度 ( 自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日 )	
営業収益				
委託者報酬		7,433,286		7,426,890
運用受託報酬		1,872		1,203
投資助言報酬		660		-
その他営業収益		346,601		369,786
営業収益計		7,782,420		7,797,880
営業費用				
支払手数料	2	3,120,225	2	3,142,333
広告宣伝費		16,510		17,451
調査費				
調査費		30,571		49,051
委託調査費		1,337,573		1,336,313
調査費計		1,368,144		1,385,365
委託計算費		127,386		134,171
営業雑費				
通信費		13,917		9,278
印刷費		77,913		49,945
協会費		5,179		4,947
諸会費		500		500
営業雑費計		97,510		64,671
営業費用計		4,729,777		4,743,992
一般管理費				
給料	2			
役員報酬	1	66,085	1	89,756
給料・手当	3	798,439	3	849,510
退職手当		61,981		67,821
賞与		207,031		183,378
賞与引当金繰入額		52,398		48,122
給料計		1,185,936		1,238,590
交際費		3,040		2,114
旅費交通費		24,520		21,350
租税公課		11,285		10,251
不動産賃借料		74,218		77,188
役員退職慰労引当金繰入額		3,885		3,885
固定資産減価償却費		9,453		4,848
弁護士費用等		29,824		16,976
事務委託費	2	364,122	2	518,232
保険料		9,688		10,359
諸経費		91,559		73,403
一般管理費計		1,807,535		1,977,200
営業利益		1,245,107		1,076,687
営業外収益				
受取利息		1		2
その他		407		208
営業外収益計		409		210

営業外費用		
為替差損	8,945	5,618
雑損失	-	278
営業外費用計	8,945	5,897
経常利益	1,236,570	1,071,000
特別利益		
固定資産売却益	4	46
特別利益計		46
税引前当期純利益	1,236,616	1,071,000
法人税、住民税及び事業税	491,091	403,902
法人税等調整額	15,370	9,312
法人税等合計	506,461	413,215
当期純利益	730,155	657,784

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
			その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	123,750	788,541	912,291	1,407,291	1,407,291
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	788,000	788,000	788,000	788,000
当期純利益	-	-	730,155	730,155	730,155	730,155
当期変動額合計	-	-	57,844	57,844	57,844	57,844
当期末残高	495,000	123,750	730,696	854,446	1,349,446	1,349,446

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
			その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	123,750	730,696	854,446	1,349,446	1,349,446
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	700,000	700,000	700,000	700,000
当期純利益	-	-	657,784	657,784	657,784	657,784
当期変動額合計	-	-	42,215	42,215	42,215	42,215
当期末残高	495,000	123,750	688,481	812,231	1,307,231	1,307,231



## 重要な会計方針

## 1 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備	5年
器具備品	3～5年

## (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権	10年
-----	-----

## 2 引当金の計上基準

## (1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員がいない為、引当計上はしておりません。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

## 3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4 その他財務諸表作成のための重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物附属設備	37,142 千円	38,662 千円
器具備品	10,339	11,180

## 2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法人税	126,185 千円	115,460 千円
復興特別法人税	30,587	-
事業税	20,747	19,143
地方法人特別税	21,176	19,342
住民税	26,591	24,327

### 3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りです。

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000	千円	1,000,000	千円
借入実行残高	-	千円	-	千円
差引額	1,000,000	千円	1,000,000	千円

### 4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
預金	1,353,698	千円	1,363,439	千円
未払金	17,852		33,062	
未払費用	29,082		12,161	

5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

## (損益計算書関係)

1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

	前事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	
取締役 年額	300,000	千円	300,000	千円
監査役 年額	50,000		50,000	

2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	
支払手数料	5,071	千円	3,652	千円
事務委託費等	223,525		399,937	
人件費等	41,779		-	

3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

	前事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	
退職給付費用相当額	117,102	千円	106,162	千円

4 有形固定資産売却益の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	
建物附属設備	-	千円	-	千円
器具備品	46		-	

計

46 千円

- 千円

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年10月4日 取締役会	普通株式	788	375,238	平成25年3月31日	平成25年10月15日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	700	333,333	平成26年3月31日	平成26年7月14日

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## ( 1 ) 金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

## ( 2 ) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が設定しているファンドの信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
( 1 ) 預金	1,389,484	1,389,484	-
( 2 ) 未収委託者報酬	1,507,022	1,507,022	-
( 3 ) 未収運用受託報酬	298	298	-
( 4 ) 未収収益	40,881	40,881	-
資産計	2,937,686	2,937,686	-
( 1 ) 未払金	1,003,080	1,003,080	-
( 2 ) 未払費用	454,190	454,190	-
負債計	1,457,271	1,457,271	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 ( 1 ) 預金、( 2 ) 未収委託者報酬、( 3 ) 未収運用受託報酬、( 4 ) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 ( 1 ) 未払金、( 2 ) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
( 1 ) 預金	1,532,888	1,532,888	-
( 2 ) 未収委託者報酬	892,359	892,359	-
( 3 ) 未収運用受託報酬	378	378	-
( 4 ) 未収収益	49,298	49,298	-
資産計	2,474,924	2,474,924	-
( 1 ) 未払金	498,299	498,299	-
( 2 ) 未払費用	446,862	446,862	-
負債計	945,161	945,161	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 ( 1 ) 預金、( 2 ) 未収委託者報酬、( 3 ) 未収運用受託報酬、( 4 ) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 ( 1 ) 未払金、( 2 ) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(1) セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 関連情報

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

(3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

(4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

(5) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	3,940 千円	3,947 千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入 限度超過額	12,908	13,275
未払金否認	1,545	17,984
未払費用否認	62,216	40,287
賞与引当金否認	18,674	15,928
未払事業税等	14,941	12,739
貯蔵品	108	127
繰延税金資産小計	114,334	104,290
評価性引当額	1,129	398
繰延税金資産の合計	113,204	103,892

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0 %	35.6 %
評価性引当額	0.1	0.1
住民税均等割	0.0	0.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3	2.1
事業税段階税率端数調整	0.0	0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.8	38.5

## 3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産（流動）が6,645千円、繰延税金負債（固定）が1,320千円それぞれ減少し、法人税等調整額が7,965千円増加しております。

## (関連当事者との取引)

## 1 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	--------------	-------------------	---------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	85,318百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,353,698
							*2 支払手数料	5,071	未払金	17,852
							*3 事務委託	223,525		
							人件費等	41,779	未払費用	29,082

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っていません。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

#### 当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	96,052百万 香港ドル	銀行業	直接 100% *5	資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,363,439
							*2 支払手数料	3,652	未払金	33,062
							*3 事務委託等	399,937	未払費用	12,161

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っていません。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。
- \*5 平成26年9月16日付で、親会社がHSBC Global Asset Management Holdings (Bahamas) LimitedからThe Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedに変更しております。

#### (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	92,918	未払費用	17,127

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*3 事務委託	30,144	未払費用	120,576
							*1 支払投資運用報酬	664,929		
							*6 その他営業収益	153,630		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランスパリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*6 その他営業収益	65,308	未収収益	9,571
							*1 支払投資運用報酬	33,704		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	582,788	未払費用	194,963
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国ロンドン	35,620千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	56,150	未払費用	29,100
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	3,023	未払金	310,429
							人件費・事務所賃借料等	1,180,554		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国ロンドン	102百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*2 支払手数料	36	未払金	77
							*3 事務委託	4,187		
							人件費等	83	未払費用	160
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	44,876	未収収益	15,180
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	70,561	未収収益	15,239

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- \*5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。
- \*6 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

## 当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	84,155	未払費用	19,960



同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*3 事務委託	68,822	未払費用	158,394
							*1 支払投資運用報酬	820,488		
							*6 その他営業収益	150,810		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランスパリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*6 その他営業収益	102,563	未収収益	33,082
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	7,238百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	443,686	未払費用	136,424
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国ロンドン	35,620千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	72,138	未払費用	34,331
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	人件費・事務所賃借料等	1,209,996	未払金	39,796
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国ロンドン	102百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*2 支払手数料	12	未払金	4
							*3 事務委託等	882	未払費用	151
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	67,379	未収収益	9,511
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	41,960	未収収益	5,910

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- \*5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。
- \*6 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	642,593.80円	622,491.42円

1株当たり当期純利益	347,693.17円	313,230.94円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
当期純利益（千円）	730,155	657,784
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	730,155	657,784
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

### < 中間財務諸表 >

#### （１）中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (平成27年 9月30日)	
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		803,688
前払費用		15,039
未収入金		20,559
未収委託者報酬		1,292,788
未収運用受託報酬		970
未収収益		137,641
繰延税金資産		122,419
流動資産合計		2,393,108
固定資産		
有形固定資産		
	*1	
器具備品		239
有形固定資産合計		239
無形固定資産		
商標権		541
無形固定資産合計		541
投資その他の資産		
敷金		39,952
繰延税金資産		2,990
投資その他の資産合計		42,943
固定資産合計		43,725
資産合計		2,436,833
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金		150
未払金		632,197
未払費用		357,080
未払消費税等	*2	32,857
未払法人税等		192,447

賞与引当金	204,330
流動負債合計	1,419,064
負債合計	1,419,064
純資産の部	
株主資本	
資本金	495,000
利益剰余金	
利益準備金	123,750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	399,019
利益剰余金合計	522,769
株主資本合計	1,017,769
純資産合計	1,017,769
負債・純資産合計	2,436,833

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	3,459,758
運用受託報酬	1,176
その他営業収益	291,953
営業収益計	3,752,889
営業費用	
支払手数料	1,460,055
広告宣伝費	10,222
調査費	
調査費	22,121
委託調査費	616,712
調査費計	638,834
委託計算費	69,604
営業雑費	
通信費	8,085
印刷費	29,958
協会費	2,534
諸会費	400
営業雑費計	40,977
営業費用計	2,219,694
一般管理費	
給料	
役員報酬	57,760
給料・手当	400,356
賞与	16,942
賞与引当金繰入額	156,208
給料計	631,267
交際費	1,437
旅費交通費	8,109
租税公課	7,754
不動産賃借料	40,394
役員退職慰労引当金繰入額	571
固定資産減価償却費	*1 274
弁護士費用等	9,106

事務委託費	287,743
保険料	5,470
諸経費	31,888
一般管理費計	1,024,018
営業利益	509,176
営業外収益	
受取利息	1
その他	163
営業外収益計	164
営業外費用	
為替差損	4,343
雑損失	1,237
営業外費用計	5,580
経常利益	503,759
税引前中間純利益	503,759
法人税、住民税及び事業税	184,740
法人税等調整額	21,518
法人税等合計	163,222
中間純利益	340,537

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
			その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	688,481	812,231	1,307,231	1,307,231
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	630,000	630,000	630,000	630,000
中間純利益	-	-	340,537	340,537	340,537	340,537
当中間期変動額合計	-	-	289,462	289,462	289,462	289,462
当中間期末残高	495,000	123,750	399,019	522,769	1,017,769	1,017,769

## 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>  建物附属設備      5年   器具備品          3～5年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>  商標権              10年</p>
----------------	--

2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるため、役員退職慰労金制度の内規に基づき当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上していましたが、平成27年9月16日開催の臨時取締役会の日をもって、役員退職慰労引当金制度を廃止しております。</p>
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成27年 9月30日現在）							
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。							
<table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">38,761千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">11,306千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	38,761千円	器具備品	11,306千円			
建物附属設備	38,761千円						
器具備品	11,306千円						
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。							
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。							
<table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差引借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円	借入実行残高	- 千円	差引借入未実行残高	1,000,000千円	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円						
借入実行残高	- 千円						
差引借入未実行残高	1,000,000千円						

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)					
1 減価償却費は以下の通りであります。					
<table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">224千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">50千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	224千円	無形固定資産	50千円	
有形固定資産	224千円				
無形固定資産	50千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間  
（自 平成27年 4月 1日  
至 平成27年 9月30日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年9月16日 取締役会	普通株式	630	300,000	平成27年3月31日	平成27年9月25日

## （リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当中間会計期間末（平成27年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	803,688	803,688	-
(2) 未収委託者報酬	1,292,788	1,292,788	-
(3) 未収運用受託報酬	970	970	-
(4) 未収収益	137,641	137,641	-
資産計	2,235,089	2,235,089	-
(1) 未払金	632,197	632,197	-
(2) 未払費用	357,080	357,080	-
負債計	989,278	989,278	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、  
(4) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(1) セグメント情報

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 関連情報

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

(一株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
1株当たり純資産額	484,652.02円
1株当たり中間純利益金額	162,160.60円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益(千円)	340,537
普通株式に係る中間純利益(千円)	340,537
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### （1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

なお、平成28年3月18日付けで、委託会社の事業年度を「毎年1月1日から12月31日まで」とする定款の変更を行いました。

##### （2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成27年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (参考) 再信託受託会社

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成27年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円 （平成27年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成27年3月末現在）	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円 （平成27年3月末現在）	
静岡東海証券株式会社	600百万円 （平成27年3月末現在）	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 （平成27年3月末現在）	
高木証券株式会社	11,069百万円 （平成27年3月末現在）	
中銀証券株式会社	2,000百万円 （平成27年3月末現在）	
東海東京証券株式会社	6,000百万円 （平成27年3月末現在）	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円 （平成27年3月末現在）	
フィデリティ証券株式会社	6,707百万円 （平成27年3月末現在）	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 （平成27年3月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成27年3月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	960億5245万7252.50香港ドル 47億300万米ドル（注） （平成27年3月末現在）	

(注) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。なお、販売は同社の東京支店が行います。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

## （ 2 ） 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

## 3 【資本関係】

委託会社と販売会社であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドは、HSBCホールディングス plc（英国）の実質的な子会社です。

また、委託会社は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの子会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあり、以下のとおり称することがあります。
- 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (2) 交付目論見書の表紙もしくは表紙裏に、以下の内容等を記載することがあります。
- ・当ファンドの委託会社ならびに受託会社に関する情報
  - ・当ファンドの詳細情報の入手方法
  - ・請求目論見書は販売会社に請求することにより販売会社から交付される旨
  - ・商品内容について重大な変更を行う場合には、当ファンドの受益者に対して事前に変更内容に対する意向を確認させていただく旨
  - ・投資信託の信託財産が受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨
  - ・請求目論見書に当ファンドの信託約款が記載されている旨
- (3) 目論見書の表紙に、ロゴマーク、イラストを使用すること、ファンドの形態（商品分類等）、目論見書の使用開始日、キャッチコピー等を記載することがあります。
- (4) 有価証券届出書の記載内容について、図表等を付加ならびにグラフ化して記載することがあります。また、投資信託の特徴や仕組みなどの説明文章や図表などを、目論見書に記載することがあります。
- (5) 有価証券届出書に（参考情報）として記載の運用実績につき、目論見書において最新の情報を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

**独立監査人の監査報告書**

平成27年6月15日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年3月23日

H S B C 投信株式会社  
取締役会御中

## P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているH S B C 新興国現地通貨建債券オープン（毎月決算型）の平成27年8月18日から平成28年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 新興国現地通貨建債券オープン（毎月決算型）の平成28年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月7日

H S B C 投信株式会社  
取締役会御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 辻村和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。